

【法令名称】中国(上海)自由貿易試験区における関連行政法規及び国務院の文書で定める行政審査許可又は参入特別管理措置の一時調整に関する国務院の決定

【発布機関】国務院

【発布番号】国発[2013]51号

【発布日】2013.12.21

【実施日】2013.12.21

【時限性】現行有効

【効力等級】国務院規範性文書

【全文】

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直屬機構宛

政府職能転換の加速、対外開放モデルの革新、改革開放を進める経験の更なる摸索のため、「国務院に授権して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」及び「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」の規定に基づき、国務院は中国(上海)自由貿易試験区において以下の行政法規及び国務院の文書で定める行政審査許可又は参入特別管理措置を一時調整することを決定した。

一、外商投資管理方式を改革し、国が参入特別管理措置の実施を定める以外の外商投資については、「中華人民共和国外資企業法実施細則」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」、「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」、「外商投資の方向を指導する規定」、「外国企業又は個人の中国国内におけるパートナーシップ企業設立の管理弁法」、「中外合弁経営企業合弁期間暫定規定」、「中外合弁経営企業合弁各当事者の出資に関する若干規定」、「『中外合弁経営企業合弁各当事者の出資に関する若干規定』に関する補充規定」、「投資体制改革に関する国務院の決定」、「外資利用作業の更なる徹底に関する国務院の若干意見」で定める関連行政審査許可を一時調整する。

二、サービス業の開放を拡大し、「中華人民共和国船舶登記条例」、「中華人民共和国国際海運条例」、「信用調査業管理条例」、「営利目的公演管理条例」、「娯楽施設管理条例」、「中華人民共和国中外合作学校運営条例」、「外商投資電信企業管理規定」、「文化部などの部門による電子ゲーム経営場所の個別管理実施意見を国務院弁公庁が転送する旨の通知」で定める関連行政審査許可及び関連資格要求、持分比率規制、経営範囲規制などの参入特別管理措置を一時調整する。

国務院関係部門、上海市人民政府は、法律、行政法規及び国務院文書の調整状況に基づき、適時に本部門、本市が制定した規則及び規範性文書に対し相応の調整を加え、試行要求に相応しい管理制度を構築しなければならない。

「国務院に授権して中国(上海)自由貿易試験区において関連法令の定める行政審査許可を一時調整する旨の全国人民代表大会常務委員会の決定」及び試験区改革開放措置の試験状況に基づき、本決定の内容は適時調整を行うものとする。

国務院

2013年12月21日

別紙

国務院が中国(上海)自由貿易試験区において一時調整を決定した関連行政法規及び国務院の文書で定める行政審査許可又は参入特別管理措置の目録

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
1	外商投資プロジェクト認可(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)	<p>1. 「外商投資の方向を指導する規定」</p> <p>第十二条第一項の関連規定: 現行の審査許可権限に基づき、外商投資プロジェクトはプロジェクトの性質に応じて、それぞれ発展計画部門及び経済貿易部門が審査許可、届出を行う。</p> <p>2. 「外国企業又は個人の中国国内におけるパートナーシップ企業設立の管理弁法」</p> <p>第十三条: 外国企業又は個人が中国国内で設立するパートナーシップ企業が政府認可を受けなければならない投資プロジェクトにかかわる場合、国の関連規定に照らして投資プロジェクト認可手続きを行うものとする。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		<p>3. 「投資体制改革に関する国務院の決定」(国発[2004]20号)</p> <p>第二部分第二項の関連規定: 外商投資プロジェクトに対し、政府は市場参入、資本項目管理などの面からの認可も行わなければならない。</p> <p>4. 「外資利用作業の更なる徹底に関する国務院の若干意見」(国発[2010]9号)</p> <p>第四部分第十六項の関連規定: 「外商投資産業指導目録」における投資総額(増資を含む)3億米ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、「政府認可の投資プロジェクト目録」が国務院関係部門による認可を定める以外、地方政府関係部門が認可を行う。</p>	
2	外資企業設立の審査許可	<p>1. 「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第七条: 外資企業設立の申請は、中華人民共和国対外貿易経済合作部(以下「対外貿易経済合作部」という)が審査許可を行った上で、批准証書を発給する。</p> <p>外資企業設立の申請が以下の状況に該当する場合、国務院が授権した省、自治区、直轄市及び計画単列市、経済特区の人民政府が審査許可を行った上で、批准証書を発給する。</p> <p>(一) 投資総額が国務院の定める投資審査許可権限内である場合。</p> <p>(二) 国による原材料調達を必要とせず、エネルギー、交通輸送、対外貿易輸出割当などの全国総合バランスに影響を及ぼさない場合。</p> <p>省、自治区、直轄市及び計画単列市、経済特区の人民政府は国務院が授権した範囲内で外資企業の設定を許可した場合、許可後15日以内に対外貿易経済合作部へ報告し届出を行うものとする(以下、対外貿易経済合</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		<p>作部及び省、自治区、直轄市並びに計画単列市、経済特区の人民政府を「審査許可機関」と総称する)。</p> <p>第十六条:外資企業の定款は、審査許可機関の許可を受けた後に発効し、その修正時も同じとする。</p> <p>2.「外商投資の方向を指導する規定」</p> <p>第十二条第一項の関連規定:外商投資企業の契約、定款については、対外貿易経済部門が審査許可、届出を行う。その中、制限類で限度額以下の外商投資プロジェクトについては、省、自治区、直轄市及び計画単列市の人民政府の関連主管部門が審査許可を行い、同時に上級主管部門及び業界主管部門へ報告し届出を行うものとし、これらのプロジェクトの審査許可権は委譲してはならない。サービス貿易分野で段階的に開放される外商投資プロジェクトに該当する場合、国の関連規定に照らして審査許可を行う。</p> <p>3.「外資利用作業の更なる徹底に関する国務院の若干意見」(国発[2010]9号)</p> <p>第四部分第十六項の関連規定: サービス業分野の外商投資企業の設立(金融、電信サービスを除く)については、地方政府が関連規定に照らして審査許可を行う。</p> <p>4.「政府認可の投資プロジェクト目録(2013年版)」</p> <p>第十二条第三項:外商投資企業の設立及び変更事項については、現行の関連規定に照らして商務部及び地方政府が認可を行う。</p>	
3	外資企業の分割、合併又はその他の原因により生じた資本の	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第十七条:外資企業の分割、合併又はその他の原因により資本に重大な変動が生じた場合、審査許可機関の許可を受けた上で、中国の登録会計士を招聘して検証し出資監査報告書を発行しなければならない。審査許</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更す

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
	重大な変動に関する審査許可	可機関の許可を受けた後、工商行政管理機関で変更登記手続きを行う。	る。
4	外資企業の登録資本の減少、増加、譲渡に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第二十一条:外資企業は経営期間内において自己の登録資本を減少してはならない。但し、投資総額及び生産経営規模などに変化が生じ、確かに減少が必要な場合、審査許可機関の許可を受けなければならない。</p> <p>第二十二条:外資企業の登録資本の増加、譲渡については、審査許可機関の許可を受けなければならない。その上で工商行政管理機関にて変更登記手続きを行わなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
5	外資企業の財産又は権益の対外的な抵当権設定、譲渡に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第二十三条:外資企業が自己の財産又は権益について対外的な抵当権設定、譲渡を行う場合、審査許可機関の許可を受けた上で工商行政管理機関へ届け出なければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
6	外国投資者の出資に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第二十五条第二項:審査許可機関の許可を受けた上で、外国投資者は自己の中国国内で設立したその他の外商投資企業から獲得した人民元利益を用いて出資することができる。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更す

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
			る。
7	外国投資者の出資延期に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第三十一条第二項:外国投資者が正当な理由により出資延期を要求する場合、審査許可機関の同意を得た上で、工商行政管理機関へ届け出なければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
8	外資企業の経営期間に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第四十条:外資企業の土地使用期間は、許可された当該外資企業の経営期間と同じである。</p> <p>第七十条:外資企業の経営期間は、各業界及び企業の具体的な状況に基づき、外国投資者が外資企業設立の申請書において立案し、審査許可機関の許可を受ける。</p> <p>第七十一条第二項:外資企業が経営期間満了後、経営期間を延長する必要がある場合、経営期間満了の180日前までに審査許可機関へ経営期間延長の申請書を提出しなければならない。審査許可機関は、申請書を受領した日から30日以内に許可又は不許可を決定しなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
9	外資企業終了の認可	<p>「中華人民共和国外資企業法実施細則」</p> <p>第七十二条第二項:外資企業に前項の第(二)、(三)、(四)号に掲げる状況が存在する場合、自ら終了申請書を提出し、審査許可機関に報告して認可を受けなければならない。審査許可機関が認可した日を企業の終了日とする。</p> <p>第七十三条:外資企業が本実施細則第七十二条第</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		<p>(一)、(二)、(三)、(六)号の規定に基づき終了する場合、終了の日から15日以内に対外的に公告を行い債権者に通知した後、終了公告を発した日から15日以内に、清算手順、原則及び清算委員会の人選を提出し、審査許可機関に報告して審査認可を受けた上で、清算を行わなければならない。</p>	
10	<p>中外合弁経営企業の設立に関する審査許可</p>	<p>「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」</p> <p>第六条第一項、第二項、第三項：</p> <p>中国国内での合弁企業の設立は、中華人民共和国対外貿易経済合作部(以下「対外貿易経済合作部」という)の審査許可を受けなければならない。許可された後、対外貿易経済合作部は批准証書を発給する。</p> <p>以下の条件を具備する場合、国務院は省、自治区、直轄市の人民政府又は国務院の関係部門に授権して審査許可を行う。</p> <p>(一)投資総額が国務院の定める投資審査許可権限内であり、中国側合弁当事者の資金源泉が既に確認されている場合。</p> <p>(二)国からの原材料追加調達が必要がなく、燃料、動力、交通運輸、対外貿易輸出割当などに関する全国バランスに影響しない場合。</p> <p>前項に従って設立を許可された合弁企業は、対外貿易経済合作部に報告し届け出なければならない。</p> <p>第十四条：合弁企業の協議書、契約及び定款は、審査許可機構の許可を受けた後に発効するものとし、その修正時も同じとする。</p>	<p>ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。</p>
11	<p>中外合弁経営企業</p>	<p>「中華人民共和国中外合弁経営企業法実施条例」</p> <p>第二十条第一項：合弁当事者の一方が第三者に対し</p>	<p>ネガティブリスト以外の分野において</p>

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
	の持分譲渡に関する審査許可	自己の持分の全部又は一部を譲渡する場合、その他の合弁当事者の同意を得た上で、審査許可機構に報告し許可を受け、登記管理機構にて変更登記手続きを行わなければならない。	は、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
12	中外合弁経営企業の登録資本の増加、減少に関する審査許可	<p>「中華人民共和国中外合弁経営企業法实施条例」</p> <p>第十九条: 合弁企業は、合弁期間内において自己の登録資本を減少してはならない。投資総額及び生産経営規模などに変化が生じ、確かに減少が必要な場合、審査許可機構の許可を受けなければならない。</p> <p>第二十一条: 合弁企業の登録資本の増加、減少については、董事会会議で可決された上で、審査許可機構に報告し許可を受け、登記管理機構で変更登記手続きを行わなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
13	中外合弁経営企業の出資方式に関する審査許可	<p>「中華人民共和国中外合弁経営企業法实施条例」</p> <p>第二十七条: 外国側合弁当事者が出資に充てた機器設備又はその他の原材料、工業所有権或はノウハウは、審査許可機構に報告し許可を受けなければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
14	中外合弁経営企業の経営期間に関する審査許可	<p>「中外合弁経営企業合弁期間暫定規定」</p> <p>第四条: 合弁各当事者が合弁契約において合弁期間を取決めていない合弁企業については、国が定めた審査許可権限及び手順に基づき審査許可を行う。対外経済貿易部が直接審査許可する場合を除き、その他の審査許可機関は許可後 30 日以内に対外経済貿易部に報告し届け出なければならない。</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
		<p>第六条第一項:本規定が施行される前に既に設立を許可された合併企業については、許可された合併契約で取り決められた期間に従って実施するが、本規定第三条に定める以外の合併企業に該当し、合併各当事者全員が合併契約における合併期間条項を合併期間の取決めのないものに変更することで合意した場合、合併各当事者は理由を申告し、合併契約改正に関する協議書を締結した上で、申請を行い、元の審査許可機関に報告して審査を受けなければならない。</p>	
15	<p>中外合併経営企業の解散に関する審査許可</p>	<p>1.「中華人民共和国中外合併経営企業法实施条例」</p> <p>第九十条第二項:前項第(二)、(四)、(五)、(六)号の状況が生じた場合、董事会は解散申請書を提出し、審査許可機構に報告し許可を受ける。第(三)号の状況が生じた場合、契約履行当事者の一方が申請を行い、審査許可機構に報告し許可を受ける。</p> <p>2.「中外合併経営企業合併各当事者の出資に関する若干規定」</p> <p>第七条第一項:合併当事者の一方が合併契約の規定に従って期日どおりに自己の出資を払い込んでいない、又は全額を払い込んでいない場合、契約違反を構成する。契約を守る側は違反当事者に対し、1ヵ月以内に出資を払い込み、又は全額を払い込むよう催促しなければならない。期限を過ぎても未だ払い込んでいない、又は全額を払い込んでいない場合、違反当事者は合併契約における一切の権利を放棄し、自動的に合併企業から撤退するとみなす。契約を守る側は、期限を過ぎた後の1ヵ月以内に、元の審査許可機関へ合併企業解散の許可を申請し、又は違反当事者の合併契約における権利及び義務を引き受ける別の合併当事者を別途探す許可を申請しなければならない。契約を守る側は、法に従って違反当事者に対し出資を払い込んでいない、又は全額を払</p>	<p>ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。</p>

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		い込んでいないことに起因して生じた経済損失を賠償するように要求することができる。	
16	中外合弁経営、中外合作経営、外商独資経営企業の出資に関する審査許可	『『中外合弁経営企業合弁各当事者の出資に関する若干規定』の補充規定』の全ての条文。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
17	中外合作経営企業の設立に関する審査許可	<p>「中華人民共和国外合作経営企業法実施細則」</p> <p>第六条: 合作企業の設立は、対外貿易経済合作部又は国務院が授権した部門及び地方人民政府が審査許可を行う。</p> <p>合作企業の設立が以下の状況に該当する場合、国務院が授権した部門又は地方人民政府が審査許可を行う。</p> <p>(一) 投資総額が国務院の定める国務院が授権した部門又は地方人民政府が審査許可を行う投資限度額内である場合。</p> <p>(二) 自己資金であり、且つ国が建設、生産条件のバランスをとる必要がない場合。</p> <p>(三) 製品の輸出が国の関係主管部門の発給する輸出割当、許可証の受領を必要としない、又は受領を必要とするが、プロジェクト立案書を提出する前に既に国の関係主管部門の同意を得ている場合。</p> <p>(四) 法律、行政法規で国務院の授権した部門又は地方人民政府が審査許可を行うと定められているその他</p>	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		の状況の場合。	
18	中外合作経営企業の協議書、契約、定款の重大な変更に関する審査許可	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第十一条: 合作企業の協議書、契約、定款は、審査許可機関が批准証書を交付した日から発効する。合作期間において、合作企業の協議書、契約、定款に重大な変更が生じた場合、審査許可機関の許可を受けなければならない。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
19	中外合作経営企業の登録資本の減少に関する審査許可	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第十六条第二項: 合作企業の登録資本は、合作期間において減少してはならない。但し、投資総額及び生産経営規模などに変化が生じ、確かに減少が必要な場合、審査許可機関の許可を受けなければならない。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
20	中外合作経営企業の合作企業契約における権利の譲渡に関する審査許可	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第二十三条第一項: 自己に帰属する合作企業契約における全部もしくは一部の権利を、合作各当事者間で相互に譲渡し、又は合作当事者の一方がその他の合作当事者以外の者に譲渡する場合、その他の合作当事者の書面による同意を得た上で、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
21	中外合作経営企業の委託経営管理契約に関する	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第三十五条第二項: 合作企業は、董事会又は連合管理委員会の決議、締結した委託経営管理契約を、被委託者の信用証明などの文書と併せて、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。審査許可機関は、	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
	審査許可	関連文書の受領後 30 日以内に許可又は不許可を決定しなければならない。	出管理へと変更する。
22	外国側合作当事者の投資先行回収に関する審査許可機関の審査許可	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第四十五条第一項: 外国側合作当事者が本実施細則第四十四条第二項及び第三項の規定に基づいて投資の先行回収を申請する場合、投資を先行回収する総額、期限及び方式を具体的に説明し、財政税務機関の審査同意を得た後、審査許可機関に報告し審査許可を受けなければならない。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
23	中外合作経営企業の合作期間延長に関する審査許可	「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第四十七条第二項: 合作企業が期間満了後、合作各当事者が協議合意の上で、合作期間の延長を求める場合、期間満了の 180 日前までに審査許可機関に申請し、元の合作企業契約の実施状況、合作期間延長の理由を説明し、同時に合作各当事者が延長期間内の各当事者の権利、義務などの事項について合意した協議書を提出しなければならない。審査許可機関は、申請を受けてから 30 日以内に、許可又は不許可を決定しなければならない。 第四十七条第四項: 合作企業契約で外国側合作当事者の投資の先行回収を取り決めており、且つ投資を既に回収済みである場合、合作企業は期間満了後に延長してはならない。但し、外国側合作当事者が追加投資を行う場合、合作各当事者は協議合意の上、本条第二項の規定に基づき、審査許可機関に合作期間の延長を申請することができる。	ネガティブリスト以外の分野においては、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
24	中外合作経営企業	1. 「中華人民共和国中外合作経営企業法実施細則」 第四十八条第二項: 前項第(二)、(四)号に掲げる状	ネガティブリスト以外の分野において

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
	の解散に関する審査許可	<p>況が生じた場合、合作企業の董事会又は連合管理委員会が決定を下し、審査許可機関に報告し許可を受けなければならない。前項第(三)号に掲げる状況が生じた場合、合作企業契約、定款で定める義務を履行しなかった中外合作当事者の一方又は複数は、契約を履行したその他の当事者がこれに起因して受けた損失に対し賠償責任を負わなければならない。契約を履行した一方又は複数は、審査許可機関に申請し、合作企業を解散する権利を有する。</p> <p>2. 「中外合弁経営企業合弁各当事者の出資に関する若干規定」</p> <p>第七条第一項: 合弁当事者の一方が合弁契約の規定に従って期日どおりに自己の出資を払い込んでいない、又は全額を払い込んでいない場合、契約違反を構成する。契約を守る側は違反当事者に対し、1 ヶ月以内に出資を払い込み、又は全額を払い込むよう催促しなければならない。期限を過ぎても未だ払い込んでいない、又は全額を払い込んでいない場合、違反当事者は合弁契約における一切の権利を放棄、自動的に合弁企業から撤退するとみなす。契約を守る側は、期限を過ぎた後の1 ヶ月以内に、元の審査許可機関へ合弁企業解散の許可を申請し、又は違反当事者の合弁契約における権利及び義務を引き受ける別の合弁当事者を別途探す許可を申請しなければならない。契約を守る側は、法に従って違反当事者に対し出資を払い込んでいない、又は全額を払い込んでいないことに起因して生じた経済損失を賠償するように要求することができる。</p> <p>第十条: 中外合作経営企業の合作各当事者の出資については、本規定に照らして実施する。</p>	は、当該項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。
25	中外合弁、中外合作	<p>1. 「中華人民共和国船舶登記条例」</p> <p>第二条第一項第(二)号: 中華人民共和国の法律に基</p>	関連規定内容の実施を一時停止し、

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
	国際船舶運輸企業の外資持分比率規制の緩和	<p>づき設立され、主要営業場所が中華人民共和国国内にある企業法人の船舶。但し、当該法人の登録資本に外資を含む場合、中国側投資者の出資額は 50%を下回ってはならない。</p> <p>2.「中華人民共和国国際海運条例」</p> <p>第二十九条第二項、第三項、第四項：</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合弁經營企業については、企業における外資の出資比率は 49%を超えてはならない。</p> <p>国際船舶運輸、国際船舶代理業務を經營する中外合作經營企業については、企業における外資の投資比率は前項の規定に照らして適用する。</p> <p>中外合弁国際船舶運輸企業及び中外合作国際船舶運輸企業の董事会主席及び総経理は、中外合弁、合作当事者双方が協議の上、中国側当事者が指定する。</p>	国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する。
26	外商独資国際船舶管理企業設立の許可	<p>「中華人民共和国国際海運条例」</p> <p>第二十九条第一項：国務院交通主管部門の許可を受けた上で、外資は関連法律、行政法規及び国のその他の関連規定に基づき、中外合弁經營企業又は中外合作經營企業を投資設立し、国際船舶運輸、国際船舶代理、国際船舶管理、国際海運貨物積卸、国際海運貨物倉庫保管、国際海運コンテナステーション及びコンテナヤード業務に従事することができる。加えて、外資企業を投資設立して国際海運貨物倉庫保管業務に従事することができる。</p>	関連規定内容の実施を一時停止し、国務院交通運輸主管部門が関連管理弁法を制定する。
27	外商投資信用調査会社設立	<p>「信用調査業管理条例」</p> <p>第四十五条：外商投資信用調査機構の設立条件は、国務院信用調査業監督管理部門が国務院の関係部門</p>	関連規定内容の実施を一時停止し、国務院信用調査業監督管理部門が関

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
	の許可	と共同で制定し、国務院に報告し許可を受ける。 国外信用調査機構が国内で信用調査業務に従事する場合、国務院信用調査業監督管理部門の許可を受けなければならない。	連管理弁法を制定する。
28	外資公演運営機構の持分比率規制の取消し、上海市にサービスを提供する外商独资の公演運営機構設立の許可	「営利目的公演管理条例」 第十一条第一項、第二項： 外国投資者は中国投資者と法に基づいて、中外合弁経営、中外合作経営の公演運営機構、公演場所経営企業を設立することができる。中外合弁経営、中外合作経営、外資経営の文芸上演団体を設立してはならず、外資経営の公演運営機構、公演場所経営企業を設立してはならない。 中外合弁経営の公演運営機構、公演場所経営企業の設立については、中国側合弁当事者の投資比率は51%を下回ってはならない。中外合作経営の公演運営機構、公演場所経営企業の設立については、中国側合作当事者が経営主導権を持たなければならない。	関連規定内容の実施を一時停止し、国務院文化主管部門が関連管理弁法を制定する。
29	外商独资の娯楽施設を設立し、試験区内でのサービス提供の許可	「娯楽施設管理条例」 第六条：外国投資者は中国投資者と法に基づいて、中外合弁経営、中外合作経営の娯楽施設を設立することができるが、外商独资経営の娯楽施設を設立してはならない。	関連規定内容の実施を一時停止し、国務院文化主管部門が関連管理弁法を制定する。
30	中外合作経営型の教育トレーニング機関	「中華人民共和国中外合作学校運営条例」 第六十条：工商行政管理部門で登記登録された中外合作で開設した経営型トレーニング機関の管理弁法は、国務院が別途規定する。	関連規定内容の実施を一時停止し、上海市が関連管理弁法を制定発布す

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
	及び経営型の職業技能トレーニング機関開設の許可		る。
31	ネットワーク情報セキュリティが保障される前提の下、外資企業による特定形式での一部付加価値電信業務への従事の許可	<p>「外商投資電信企業管理規定」</p> <p>第二条:外商投資電信企業とは、外国投資者が中国投資者と中華人民共和国国内において法に基づいて、中外合弁経営形式により、共同投資、設立した電信業務に従事する企業を指す。</p> <p>第六条第二項:付加価値電信業務(基礎電信業務における無線呼出業務を含む)に従事する外商投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、最終的に50%を超えてはならない。</p> <p>第十二条:外商投資電信企業を設立し、省、自治区、直轄市の範囲で付加価値電信業務に従事する場合、中国側主要投資者が省、自治区、直轄市の電信管理機構への申請を行い、以下の書類を提出する。</p> <p>(一)本規定第十条で定める資格証明又は関連確認文書。</p> <p>(二)電信条例で定める付加価値電信業務に従事する際に具備しなければならないその他の条件に関する証明又は確認文書。</p> <p>省、自治区、直轄市の電信管理機構は、申請を受けた日から60日以内に意見を出さなければならない。同意する場合、国务院工業情報化主管部門へ転送報告する。同意しない場合、書面により申請者へ通知し理由を説明しなければならない。</p> <p>国务院工業情報化主管部門は、省、自治区、直轄市</p>	関連規定内容の実施を一時停止し、国务院工業情報化主管部門が関連管理弁法を制定する。

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
		<p>の電信管理機構が署名同意した申請書類を受領した日から 30 日以内に審査を完了し、許可又は不許可の決定を下さなければならない。許可する場合、「外商投資電信業務経営審査決定意見書」を交付する。許可しない場合、書面により申請者へ通知し理由を説明しなければならない。</p> <p>第十四条: 外商投資電信企業の設立において、国の関連規定に基づき、その投資プロジェクトが国务院發展改革部門の認可を受ける必要がある場合、国务院工業情報化主管部門は「外商投資電信業務経営審査決定意見書」を交付する前に、申請書類を国务院發展改革部門に転送し認可を受けるものとする。国务院發展改革部門に転送し認可を受ける場合、本規定の第十一条、第十二条で定める審査許可期限を 30 日延長することができる。</p> <p>第十五条: 外商投資電信企業の設立において、基礎電信業務又は省、自治区、直轄市の範囲を超える付加価値電信業務の従事に該当する場合、中国側主要投資者が「外商投資電信業務経営審査決定意見書」をもって、国务院商務主管部門へ設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を提出する。省、自治区、直轄市の範囲内の付加価値電信業務の従事に該当する場合、中国側主要投資者が「外商投資電信業務経営審査決定意見書」をもって、省、自治区、直轄市の人民政府商務主管部門へ設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を提出する。</p> <p>国务院商務主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府商務主管部門は、提出された設立予定の外商投資電信企業の契約、定款を受領した日から 90 日以内に審査を完了し、許可又は不許可の決定を下さなければならない。許可する場合、「外商投資企業批准証書」を交付する。許可しない場合、書面により申請者へ通知し理由を説明しなければならない</p>	

番号	名称	行政法規、国務院の文書の規定	内容
		<p>第十六条:外商投資電信企業の中国側主要投資者は、「外商投資企業批准証書」をもって、国務院工業情報化主管部門にて「電信業務経営許可証」の手続きを行う。</p> <p>外商投資電信企業の中国側主要投資者は、「外商投資企業批准証書」及び「電信業務経営許可証」をもって、工商行政管理機関にて外商投資電信企業の登録登記手続きを行う。</p> <p>第十八条:本規定第六条の規定に違反した場合、国務院工業情報化主管部門は期限付きで是正を命じた上、10万元以上50万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても是正しない場合、国務院工業情報化主管部門は「電信業務経営許可証」を取り上げた上、「外商投資企業批准証書」を発行した元の商務主管部門がその「外商投資企業批准証書」を取り消す。</p> <p>第十九条:本規定第十七条の規定に違反した場合、国務院工業情報化主管部門が期限付きで是正を命じた上、20万元以上100万元以下の罰金を科す。期限を過ぎても是正しない場合、国務院工業情報化主管部門は「電信業務経営許可証」を取り上げた上、「外商投資企業批准証書」を発行した元の商務主管部門がその「外商投資企業批准証書」を取り消す。</p> <p>第二十条:外商投資電信企業設立の申請において、虚偽、偽造の資格証明又は確認文書を提供し、騙して許可を受けた場合、許可を無効とし、国務院工業情報化主管部門は20万元以上100万元以下の罰金を科し、「電信業務経営許可証」を取り上げた上、「外商投資企業批准証書」を発行した元の商務主管部門がその「外商投資企業批准証書」を取り消す。</p>	
32	外資企業のゲーム	「文化部などの部門による電子ゲーム経営場所の個別管理実施意見を国務院弁公庁が転送する旨の通知」(国	関連規定内容の実施を一時停止し、

番号	名称	行政法規、国务院の文書の規定	内容
	機・アミューズメント設備の生産及び販売への従事の許可、文化主管部門のコンテンツ審査を通過したゲーム機・アミューズメント設備の国内市場向け販売の許可	<p>弁発[2000]44号)</p> <p>二、本意見発布の日から、各地は直ちに新たな電子ゲーム経営場所の審査許可を停止し、また、既存の電子ゲーム経営場所のいかなる種類の電子ゲーム設備の増設又は更新も審査許可してはならない。</p> <p>六、本意見発布の日から、国内向けの電子ゲーム設備及びその部品、付属品の生産、販売を直ちに停止する。以後、いかなる企業、個人も国内向けの電子ゲーム設備及びその部品、付属品の生産、販売活動に従事してはならない。電子ゲーム経営場所への電子ゲーム設備及びその部品、付属品の販売を発見した場合、経済貿易、情報産業部門は工商行政管理などの部門と共同で関連規定に照らして処分する。</p> <p>加工貿易方式を除き、その他の貿易方式での電子ゲーム設備及びその部品、付属品（税関商品番号95041000、95043010、95049010）の輸入を厳格に制限する。電子ゲーム設備及びその部品、付属品の加工貿易業務を、制限類加工貿易製品に組み入れた上、加工貿易保証金台帳の実転制度を実施し、対外貿易経済部門は審査許可及び管理を厳格に行い、税関は実際の監督管理を強化し、その製品は再輸出出国のみ可能とする。期限を過ぎて輸出できない場合、税関は法に基づいて没収し、又は関係企業が廃棄するように監督する。各地税関は検査への注力を強化し、重点的な捜査監督を実施し、虚偽申告、隠し持つなどの方法で電子ゲーム設備及びその部品、付属品を密輸する違法行為を断固として取り締まる。</p>	国务院文化主管部門が関連管理弁法を制定する。